

令和2年5月26日

自家用電気工作物設置者 殿

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課長

### 高濃度PCB含有電気工作物に係る早期処理へのご協力について（要請）

平素より、自家用電気工作物（電気室、キュービクル等）の保安についてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昭和43年のカネミ油症事件で社会問題となった毒性を有する高濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）を用いた変圧器又は電力用コンデンサー等（以下「高濃度PCB含有電気工作物」という。）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）に基づき、地域ごとに処理期限、処理施設などが厳格に定められており、地域ごとの処理期限に間に合わない場合は、今後、一切処分を行うことができなくなります。

このため、高濃度PCB使用製品を確実に処理するため、PCB特措法において、使用中の製品であっても、所定の期限（次ページ参照）までに廃棄し、かつ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）への処分委託を行うことが義務づけられます。また、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）においても、高濃度PCB含有電気工作物について、所定の期限までに廃止（使用中止）することが義務づけられています。

早期に高濃度PCB含有電気工作物の使用を中止し、所定の期限までに処理を終えられるよう、格別のご協力を賜りますようお願い申しあげます。詳しくは、貴事業場の電気主任技術者（電気管理技術者及び電気保安法人を含む。）にご相談下さい。

※処分に向けた手続を行うにあたり、種類がわからず、電気室やキュービクル等に立ち入る必要がある場合は、感電事故の危険性が伴うため、必ず貴事業場の電気主任技術者へ事前にご相談下さい。

#### 別添

- ・古い工場やビルをお持ちの皆様へ（チラシ）

(参考)

「所定の期限」とは、都道府県の区域ごとに次の表のとおりとなります。

高濃度 PCB 含有電気工作物の 設置場所が所在する区域	所定の期限
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	令和4年3月31日
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山县の区域	令和3年3月31日

(お問い合わせ先)

① 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) への機器登録の方法について

本社 PCB処理営業部 登録担当 電話 03-5765-1935

② 電気関係報告規則 (昭和40年通商産業省令第54号) の各種届出制度について

(北海道電力ネットワーク 区域)

北海道産業保安監督部 電力安全課 電話 011-709-2311 内線2720

(東北電力ネットワーク 区域)

関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課 電話 022-221-4947

(東京電力パワーグリッド 区域)

関東東北産業保安監督部 電力安全課 電話 048-600-0387

(中部電力パワーグリッド 区域)

中部近畿産業保安監督部 電力安全課 電話 052-951-2817

(北陸電力送配電 区域)

中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署 電話 076-432-5580

(関西電力送配電 区域)

中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課 電話 06-6966-6048

③ その他について

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課 (電力・保安担当)

電話 03-3501-1742

※ 各種届出の様式は、経済産業省ウェブサイト「PCB含有電気工作物」でダウンロードできます。

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/detail pcb.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail pcb.html)

(「経済産業省」「電力の安全」「PCB含有電気工作物」の用語で検索して下さい。)

ご注意

# 古い工場やビルを お持ちの皆様へ!

※ 昭和52年(1977年)3月より以前に  
建てられた工場やビルを指します

PCB使用製品・PCB廃棄物の確認、あなたは大丈夫ですか？



**健康被害**が出る  
おそれがあります！



処分しないと罰則！



まもなく  
処分できなくなる！



変圧器



コンデンサー



業務用・施設用蛍光灯の安定器



## [高濃度PCB廃棄物の処分期間]

※ 低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和9年3月31日まで

### 大阪事業エリア

変圧器・コンデンサー等 令和3年3月31日まで  
照明器具の安定器\* 令和3年3月31日まで

### 北九州事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成30年3月31日まで  
照明器具の安定器\* 令和3年3月31日まで

### 北海道(室蘭)事業エリア

変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日まで  
照明器具の安定器\* 令和5年3月31日まで

### 東京事業エリア

変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日まで  
照明器具の安定器\* 令和5年3月31日まで

### 豊田事業エリア

変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日まで  
照明器具の安定器\* 令和3年3月31日まで

※マークは処理施設の場所です。

\*安定器及び汚染物等

詳しくは  
「ポリ塩化ビフェニル  
(PCB)早期処理情報  
サイト」を  
ご確認ください



今すぐ裏面をご確認ください。

# 銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり 大変危険です。 必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。

PCB ポリ塩化ビフェニル

## ってなに？

PCBは燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、変圧器やコンデンサー、安定器等の電気機器の絶縁油として広く使用されました。しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されました。このため、絶縁油にPCBを使用した変圧器やコンデンサー、安定器等で廃棄物になったものはPCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければなりません。

- PCB廃棄物はPCBの漏洩が生じないように適正に保管・管理してください。
- 保管及び処分の状況について都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)に毎年届け出なければなりません。
- 収集運搬や処分するときは許可業者に委託しなければなりません。
- PCB廃棄物の譲り渡し、譲り受けは原則禁止されています。

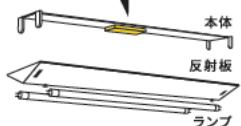


高圧変圧器 高圧コンデンサー

今すぐ  
ご確認  
ください!



業務用・施設用蛍光灯の安定器



蛍光灯安定器の劣化により  
蛍光灯機器から  
PCB油が漏れ出した例

## 高圧引き込み線がある建物は要注意！



## 健康被害が出るおそれがあります！

PCBは急性毒性はありませんが、脂肪に溶けやすく、慢性的に摂取すると体内に蓄積し、様々な症状を引き起こすことがあります。一般にPCBによる中毒症状として、目や、爪や口腔粘膜の色素沈着などから始まり、ついで、座瘡様皮疹(塩素ニキビ)、爪の変形、まぶたや関節のはれなどが報告されています。1968年に“カネミ油症”という日本史上に残るような食中毒事件がありました。PCBを摂取した人から生まれた赤ちゃんの皮膚にはメラニン沈着が起き、生まれた赤ちゃんの肌が黒くなってしまいます。“黒い赤ちゃん”という名前で報道され、事件の象徴的ワードとして社会に大きな衝撃を与えました。



## 処分しないと罰則！

国際条約と法律でPCB廃棄物の処分は義務付けされており、地域ごとに定められた処分期間に内に処分をしないと罰則があります。詳しくはホームページをご確認ください。  
▶ <http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf>  
また、不法投棄、不法な譲渡、無許可業者への処分等の委託は禁止されています。処分するまでは適正に保管してください。改善命令違反には三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科が処せられます。



## まもなく処分できなくなる！

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければならず、期限を過ぎると事実上処分することができなくなります。この期限は、処理施設の立地自治体との約束で設けられており、期限の延長はできません。期限間隔には混雑が予想されるため、早めの手続きをお願いします。

国としても、国際的に定められた期限までにPCBを処分しなければならないことから、責任を持って取組を進めています。

## PCB使用製品・PCB廃棄物を処分するまでの流れ

STEP  
1

### ○ PCBが含まれているか確認する

PCB含有の有無を事業者自身で確認する必要があります。大変危険ですので、必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会ホームページを参照してください。

▶ <https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis pcb/syurui.html>



STEP  
2

### □ PCB特別措置法や 電気事業法による届出

PCB使用製品の所有者は、変圧器・コンデンサー等を各産業保安監督部長に、照明器具の安定器等を都道府県知事(又は政令で定める市長)に、PCB廃棄物の保管事業者は、いずれも都道府県知事(又は政令で定める市長)に届出をしなければなりません。

STEP  
3

### □ 収集・運搬/適正保管

PCB廃棄物の収集運搬業許可を取得している業者に委託し、契約後ミニフェスト(伝票)の交付・保存(5年)、撤出の立ち合いが必要です。

STEP  
4

### □ 処分

廃棄物のPCB濃度や保管事業者の地域によって処分する場所が異なります。また、高濃度PCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、費用が軽減される措置があります。

詳しくは下記URLを参照してください。

▶ [https://www.jesconet.co.jp/customer/discount\\_03.html](https://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html)

詳しくは「ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト」をご確認ください

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/> PCB早期処理

